

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(1371000298)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3～5」と認定された方が対象となります

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. 利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 契約終結からサービス提供までの流れ	7
7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
8. 苦情の受付について	9
9. サービス提供における事業者の義務	9
10. 施設利用の留意事項	10
11. 損害賠償について	10

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 三交会
(2)法人所在地 東京都目黒区青葉台3-21-6
(3)電話番号 03-3791-3503 (代表)
FAX 番号 03-3791-3504
(4)代表者氏名 理事長 田中 雅英
施設長 坂井 祐
(5)開設年月日 平成10年4月1日

2. 利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的 ①－利用者の尊厳を重んじ、利用者本位のサービスを心がけ、利用者満足と自立支援を目指します。

②－老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活の支援に努めます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム青葉台さくら苑

(4) 施設所在地 東京都目黒区青葉台3-21-6

(5) 電話番号 03-3791-3503(代表)

(6) 施設長氏名 坂井 祐

(7) 当施設の運営方針

あなたらしい生活と生き方を支援します。

「目配り」「気くばり」「心くばり」

(8) 開設年月 平成10年4月1日

(9) 入所定員 101人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則として2人部屋です。個室の利用は、心身の状況に応じて施設にて必要性の判断をいたします。但し、空室の状況によってはその限りではありません。

※居室の変更：居室の移動・フロアの移動については、状況に応じて事業者が決定致します。プライバシーの保護のために変更理由についての個別説明は致しません。

※居室に関する特記事項(トイレの場所は各居室内及び居室外に設置)

設備の概要		特養	ショート	デイ	在支	本部	合計
	定員	101人	15人	25人			141名
	多床室	44室	7室				50室
	従来型個室	10室	2室				12室
	浴室	3室		1室			4室
	医務室	1室					1室
	食堂兼談話室	5室		1室			6室
	面会室	5室					5室
	機能訓練室	1室		1室			2室
	相談室				1室	1室	2室

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については指定基準を遵守しています

令和4年7月1日現在

スタッフ体制 (人数)		特養	ショート	デイ	在支	本部	合計
	施設長	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1
	事務	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4
	管理栄養士	1(1)	1(1)	1(1)			1
	介護支援専門員	2.8	2.8(2.8)		3.2		6.0
	生活相談員	2.8	2.8(2.8)	3(2)			5.8
	嘱託医	0.2					0.2
	看護職員	4.7		0.3			5.0
	ケアワーカー	43		6(2)			49
	運転・施設管理				1		1

()内兼務

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
介護職員	早番 6:45～15:45
	7:15～16:45
	遅番 10:45～19:45
	13:00～22:00
看護職員	夜勤 21:45～7:00
	早番 8:00～17:00
	日勤 9:00～17:00
	日勤 9:00～18:00

＜嘱託医一覧表＞

	医師名	診察日	曜日	時間
内科	松井 豊裕	毎週	金	13:30～
	成子 浩		火	13:30～
	林 祥史		木	13:30～
精神科(あおば診療クリニック)		隔週	水	10:30～

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-------------------------|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2)利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(世帯の状況によっては7~8割)が介護保険から給付されます。

【別表1】の料金表によって、利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と居住費及び食費の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

<サービスの概要>

①居室の提供

②食 事:当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

朝食 7:45~ 8:45

昼食 12:00~13:00

おやつ 14:30~15:30

夕食 17:30~18:30

③入 浴:入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

④排 泄:排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練:機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理:医師や看護職員が日々の健康管理、年1回の健康診断を行います。

⑦自立への支援:

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 高齢者の特徴に関しての入所中の生活について

快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- ・ 特別養護老人ホーム及び短期入所(介護予防短期入所)生活介護は、生活施設であり、原則的に身体拘束を行いません。転倒・転落による事故防止に努めておりますが、事故の危険性はゼロではありません。
- ・ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

- ・ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - ・ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
 - ・ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ⑨貴重品：集団生活となりますので、貴金属などの貴重品は持参されないようにお願いします。紛失の可能性があります。

(2) その他のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

[理美容サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(カット・パーマ・カラーリング)

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。クラブ活動により材料費として実費が発生いたします。

クラブ名	華道クラブ	茶道クラブ	書道クラブ
料金／1回	実費	実費	実費

年間行事予定		クラブ活動予定	
4月	お花見	華道クラブ	月1回程度
5月	端午の節句	茶道クラブ	月1回程度
	菖蒲湯	音楽クラブ	月2回程度
7月	七夕	書道クラブ	月1回程度
8月	納涼祭	ふれあい喫茶	月1回程度
12月	年忘れ会		
	柚子湯		
1月	新年祝賀会		
2月	節分		
3月	ひな祭り		
毎月	誕生会		

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品や趣向品等をご希望により購入された場合、また、行事・レクリエーションへの参加時・ふれあい喫茶利用時の料金は自己負担になります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額

が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

④契約書第19条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る費用基準額

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに利用者口座に必要な額をご用意下さい。

当月料金合計額が翌月指定日(27日)に利用者口座から自動引き落としされます。自動引落としの際振込手数料がかかりますが利用者負担です。又請求書及び領収書の再発行は実費徴収です。

(4)入院中の居室利用

利用者が病院又は診療所に入院した場合の取り扱いに関しては、「契約書」第18条に規定の通り、3か月以内に退院すれば退院後もホームに入所できるものですが、入院中の居室に関しましては、併設の短期入所(介護予防短期入所)生活介護の利用者に必要に応じて提供させていただく場合がございます。

この間の居室内の荷物等に関しては、各階ワーカー室もしくは適切な保管場所にて保管いたしますが、貴重品等に関しましてはご利用者様、もしくはご家族様で保管、管理下さい。

併設の短期入所(介護予防短期入所)生活介護の利用者に居室を提供する際は事前に生活相談員より予定される利用期間を説明いたします。利用期間は短期入所(介護予防短期入所)生活介護利用者の状態により変更される場合がございますが入院中の利用者の退院に影響の無い様調整いたします。

生活相談員より連絡の際に荷物等の保管に関してご要望があればお伝え下さい。但し、居室の提供に関するご要望はお伺い兼ねます。

入院後「入院、外泊時費用」の算定期間中に併設の短期入所(介護予防短期入所)生活介護が使用中の場合、費用徴収はありません。

なお、退院後の居室に関しては利用者の状態に応じて苑にて調整させていただきます。入院前と同じ居室の利用を保障するものではありません。

(5)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
東京共済病院	目黒区中目黒2-3-8 03-3712-3151	内科・脳神経外科・呼吸器科・ 整形外科・泌尿器科
厚生中央病院	目黒区三田1-11-7 03-3713-2141	内科・脳神経外科・呼吸器科・ 整形外科・泌尿器科
ホワイト歯科	港区新橋5-25-5 03-3459-8306	歯科

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)

当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

→ その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

→ 施設サービス計画は、利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

→ 施設サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めてはいません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホーム閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 利用者が死亡された場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 下記の医療が必要になった場合

利用者が入所中に医療機関等へ入院、通院等により下記医療対応が必要となった場合は当施設の現在の医療・介護体制では受け入れ兼ねますのでご了承下さい。又、下記医療対応が必要となった場合にはご連絡をお願い致します。

経管栄養療法の胃ろうに関しましては受け入れを拒否するものではありませんが、受け入れ人数に概ね入所定員の1割の上限を設けております。

- ・ 自己腹膜灌流
- ・ 中心静脈栄養、点滴、静脈注射
- ・ 悪性腫瘍患者への科学療法、非経口的癌性疼痛治療
- ・ 気管切開下人口呼吸、鼻・顔マスク間欠陽圧人工呼吸
- ・ 結核菌排菌者への治療
- ・ 血液透析
- ・ 毎日の血糖測定、インスリン注射
- ・ 在宅酸素療法
- ・ 経管栄養療法(胃ろう・鼻腔カテーテル)

・ 経鼻的持続腸圧呼吸法

等

⑥利用者が他の施設に入所した場合

8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 坂井 祐
- 苦情受付窓口 生活相談員 菊本浩三 後藤ひろみ 平野千尋
石田清乃 峰岸 浩

○第三者委員 弁護士 荒木哲郎 東山自治会長 猪田和男
また、苦情受付ボックスを正面玄関に設置しています。

(2)行政における苦情の受付窓口

目黒区・区役所 介護保険管理係	所在地 目黒区上目黒2-19-15 電話番号 03-5722-9574 受付時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合 会 介護保険部相談指導課 相談窓口担当	所在地 千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館10階 電話番号 03-6238-0117 受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会(事務局)	所在地 新宿区神楽河岸1-1飯田橋セントラルプラザ内 電話番号 03-5283-7020 受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時
目黒区社会福祉協議会 権利擁護センター「めぐ ろ」	所在地 目黒区上目黒2-19-15 電話番号 03-5768-3963・3964 受付時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時

9. サービス提供における事業者の義務(契約書第7条、第8条参照)

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得な

い場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥第三者評価の受審

当施設はサービスの質の向上の為に、組織運営や提供しているサービス内容について、第三者による評価を受けています。毎年の受審結果は、1階事務室前に掲示し、ホームページでも閲覧できます。

⑦事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

10. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持込の制限

飲酒は特に制限のない方につきましては、ご持参いただければ提供することは可能ですが、職員にて管理させていただきます。

(2)面会

面会時間 9:00～17:30

※来訪者は、必ずその都度面会票をご記入ください。

※なお、補食等の持込は職員に一声おかけください。

(3)喫煙

敷地内全面禁煙となっております。

11. 損害賠償について(契約書第10条、第11条参照)

当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合や利用者の急激な体調の変化と、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合等には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は事業者の損害賠償が発生しないか、又は、その額を減じる場合があります。

12. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの提供を継続的に実施するため、および、早期に業務に再開を図るための業務継続計画を策定すると共に、定期的にその計画見直しを行います。

13. 虐待の防止

事業所は虐待発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止対策委員会と、職員に対して虐待防止のための研修を定期的実施します。

14. 身体拘束等の適正化

事業所は介護サービスの提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除く、身体拘束および行動の制限をする行為を行いません。やむを得ず、身体拘束等を行う場合は緊急性、非代替性を考慮して同意書を作成記録に残します。

併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年4月1日指定 1371000298 定員15名

[通所介護] 平成12年4月1日指定 1371000504 定員25名

[居宅介護支援事業]平成12年4月1日指定 1371000199

特別養護老人ホーム青葉台さくら苑入所にあたり、利用者の方に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項の説明を行いました。

東京都目黒区青葉台3-21-6 青葉台さくら苑

事業者 社会福祉法人 三交会

理事長 田中 雅英 印

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との続柄)